

寒川町選挙管理委員会告示第26号

選挙人名簿の登録の移替えの延期を定めることについて

寒川町長の任期が令和5年9月10日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により本町の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

登録の移替えを	令和5年8月15日から
延期する期間	寒川町長選挙の期日まで

令和5年6月1日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光